

■ Article ■

平成31年度税制改正大綱の解説 (1)

税理士 金井 恵美子

I. はじめに

平成30年12月14日、自由民主党及び公明党は、平成31年度税制改正大綱（以下「与党大綱」という。）を決定した。与党大綱は、例年どおり、「第一 平成31年度税制改正の基本的考え方」、「第二 平成31年度税制改正の具体的内容」、「第三 検討事項」の3部構成となっており、このうち、「第二 平成31年度税制改正の具体的内容」部分が「平成31年度税制改正の大綱」となって、12月21日に閣議決定された。

焦点となったのは、平成31年10月の消費税率引上げに際しての需要変動の平準化施策であり、住宅と自動車に対する税制上の支援措置等を講じるとともに、車体課税について、地方の安定的な財源を確保しつつ大幅な見直しを行うこととしている。

また、空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の見直し、教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し、個人事業者の事業承継税制の創設、民法改正に伴う対応、研究開発税制の見直し、都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築の観点から、特別法人事業税（仮称）及び特別法人事業譲与税（仮称）の創設等を行うこととしている。このほか、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設、国際的な租税回避により効果的に対応するための国際課税制度の見直し、経済取引の多様化等を踏まえた納税環境の整備等を行う。

本稿では、2回に分け、「平成31年度税制改正の大綱」に示された改正事項のうち、実務への影響が特に大きいと思われるものについて、その概要を紹介する。

※本年5月には皇太子さまの新天皇ご即位に伴う改元が予定されているが、現時点では新元号が公表されていないので、すべて「平成」で表記している。

II. 消費税率の引上げに伴う対応

1. 住宅税制

消費税率引上げ後の住宅購入を喚起するため、次のとおり、住宅借入金等特別控除の特例を設ける。

(1) 特例の要件

- ① 住宅の取得等をして、平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に居住の用に供すること
- ② 住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%であること

(2) 特例の内容

- ① 控除期間を現行10年から13年に延長する。
- ② 11年目以後の3年間については消費税率2%引上げ分の負担に着目した控除限度額を設ける。
- ③ 補助金等の交付を受ける場合であっても、その補助金等の額を控除しない。
- ④ 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税等の適用を受ける場合であっても、その住宅取得等資金の額を控除しない。

<11年目以後の控除限度額>

一般の住宅の場合
イ又はロのいずれか小さい金額
イ <u>住宅借入金等の年末残高</u> × 1%
ロ <u>住宅の取得等の対価の額又は費用の額(A) - (A)に含まれる消費税額等</u> × 2% ÷ 3
※下線部分は4,000万円を限度

認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅の場合
イ又はロのいずれか小さい金額
イ <u>住宅借入金等の年末残高</u> × 1%
ロ <u>住宅の取得等の対価の額又は費用の額(A) - (A)に含まれる消費税額等</u> × 2% ÷ 3
※下線部分は5,000万円を限度

2. 車体課税

車体課税については、平成31年10月1日に導入される自動車税の環境性能割の軽減措置（平成32年9月30日まで）及び自動車税種別割の税率引下げ（恒久化）を行い、自動車税のグリーン化特例や自動車取得税のエコカー減税の対象の絞込みなど抜本的な見直しが行われる。

主な車体課税の見直しは、次のとおりである。

なお、自動車税の恒久減税により生じる地方税の減収のうち、地方税の見直しによる増収により確保できない分（800億円程度）については、全額国費で補てんする。

(1) 自動車重量税のエコカー減税（国税）

政策インセンティブ機能の強化の観点から、自動車重量税のエコカー減税（排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る自動車重量税

の免税等の特例措置)について、1回目車検時の軽減割合等を見直すとともに、2回目車検時の免税対象を電気自動車等や極めて燃費水準が高いハイブリッド車等に重点化する見直しを行った上で、2年延長する。

<乗用自動車>

区分	現行軽減率	区分	改正案軽減率
電気自動車等	免税※	電気自動車等	免税※
H32年度燃費基準 +50%達成		H32年度燃費基準 +90%達成	
H32年度燃費基準 +40%達成	免税	H32年度燃費基準 +40%達成	免税
H32年度燃費基準 +30%達成	75%軽減	H32年度燃費基準 +30%達成	50%軽減
H32年度燃費基準 +20%達成		H32年度燃費基準 +20%達成	
H32年度燃費基準 +10%達成	50%軽減	H32年度燃費基準 +10%達成	25%軽減
H32年度燃費基準達成	25%軽減	H32年度燃費基準達成	

※ 初回継続検査についても免税。

<バス、トラック(車両総重量2.5t超)>

区分	現行軽減率	区分	改正案軽減率
電気自動車等	免税※	電気自動車等	免税※
H27年度燃費基準 +15%達成		H27年度燃費基準 +15%達成	免税
H27年度燃費基準 +10%達成	75%軽減	H27年度燃費基準 +10%達成	75%軽減
H27年度燃費基準 +5%達成	50%軽減	H27年度燃費基準 +5%達成	50%軽減
H27年度燃費基準達成	25%軽減	H27年度燃費基準達成	対象外
H27年度燃費基準 未達成	対象外	H27年度燃費基準 未達成	

※ 初回継続検査についても免税。

(2) 自動車取得税のエコカー減税(地方税)

自動車取得税のエコカー減税(排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車(新車)の取得に対して課する自動車取得税に係る特例措置)について、見直しを行った上で、6月延長する。

(3) 自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割（地方税）

平成31年10月1日に導入される環境性能割について、平成31年度及び32年度は、次のとおりとする。

区分	乗用車 (自家用)	軽自動車 (自家用)	乗用車 (営業用)	軽自動車 (営業用)
電気自動車等	非課税	非課税	非課税	非課税
H32年度燃費基準 +20%達成				
H32年度燃費基準 +10%達成	1%			
H32年度燃費基準 達成	2%	1%	0.5%	0.5%
H27年度燃費基準 +10%達成	3%	2%	1%	1%
H27年度燃費基準 +5%達成			2%	2%

※ 平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した自家用乗用車・自家用軽自動車に係る環境性能割については、税率1%分を軽減する特別措置を講ずる。

(4) 自動車税種別割（地方税）

自動車の需要を平準化するため、消費税率引上げ後に購入した新車から、小型自動車を中心に、自家用自動車に係る自動車税の税率を恒久的に引き下げる。なお、軽自動車税の税率については、変更しない。

総排気量	現行	総排気量	改正案
1,000cc以下	29,500円	1,000cc以下	25,000円
1,000cc超 1,500cc以下	34,500円	1,000cc超 1,500cc以下	30,500円
1,500cc超 2,000cc以下	39,500円	1,500cc超 2,000cc以下	36,000円
2,000cc超 2,500cc以下	45,000円	2,000cc超 2,500cc以下	43,500円
2,500cc超 3,000cc以下	51,000円	2,500cc超 3,000cc以下	50,000円
3,000cc超 3,500cc以下	58,000円	3,000cc超 3,500cc以下	57,000円
3,500cc超 4,000cc以下	66,500円	3,500cc超 4,000cc以下	65,500円
4,000cc超 4,500cc以下	76,500円	4,000cc超 4,500cc以下	75,500円
4,500cc超 6,000cc以下	88,000円	4,500cc超 6,000cc以下	87,000円
6,000cc超	111,000円	6,000cc超	110,000円

(5) 自動車税・軽自動車税のグリーン化特例（地方税）

平成31年度及び平成32年度において、現行制度のまま2年延長する。

(6) 都道府県自動車重量譲与税の創設

自動車重量税の一部を都道府県に対して譲与する都道府県自動車重量譲与税制度を新たに創設する。

3. 消費増税に伴う経済対策 ～経済財政諮問会議資料より～

平成30年12月20日の経済財政諮問会議において、平成31年10月の消費増税による実質的な負担増を2兆円程度とする試算が公表された。試算は、消費税率を一律に10%に引き上げた場合、税負担は5.7兆円増加するが、飲食料品の譲渡及び新聞の譲渡に係る軽減税率により1.1兆円、消費税率を使った幼児教育無償化や社会保障の充実などの施策で3.2兆円分の負担が軽くなるとしている。平成29年度税制改正によるたばこ増税や給与所得控除額等の見直しによる所得増税の影響を加えても、実質的な負担増は2兆円であり、その上で、減税及びポイント還元やプレミアム付商品券等の予算措置で2.3兆円程度の対策を行うとしている。

消費税率引き上げによる増税	たばこ増税等
一律10%に引き上げた場合の増加額 5.7兆円	0.6兆円

減税及び予算措置		
軽減税率 1.1兆円	幼児教育の無償化・社会保障の充実 3.2兆円	減税・ポイント還元・プレミアム付商品券等 2.3兆円

平成26年4月に消費税率を5%から8%に引き上げた際には、増税前の駆け込み需要とその反動減によって景気が落ち込んだが、10%税率への引上げでは増収分をすべて使い切り、景気への影響は最小限にとどまると説明している。この対策を盛り込んだ平成31年度予算案は、12月21日に閣議決定された。

<消費税率引上げに伴う減税及び予算措置>

住宅の購入の減税	● 上記参照
自動車購入の減税	● 上記参照
軽減税率	<ul style="list-style-type: none"> ● 飲食料品の譲渡（外食・ケータリングを除く）には8%の軽減税率を適用 ● 新聞の定期購読による譲渡には8%の軽減税率を適用
幼児教育の無償化 社会保障の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼児教育の無償化を平成31年10月1日実施 ● 年金生活者支援給付金の支給等
住宅購入の給付	<ul style="list-style-type: none"> ● すまい給付金の対象となる所得階層を拡充（収入目安510万円以下→775万円以下）し、給付額は最大30万円から50万円に引上げ（平成31年10月1日～平成33年12月31日） ● 一定の省エネ性、耐震性、バリアフリー性能を満たす住宅や家事・介護負担の軽減に資する新築・リフォームに対し、様々な商品等と交換できるポイントを発行（平成31年10月1日～平成32年3月31日）
プレミアム付商品券	<ul style="list-style-type: none"> ● 低所得者及び子育て世帯（0～2歳児）対象 ● 平成31年10月から平成32年3月までの間に使用できるプレミアム付商品券を発行・販売 ● 一人当たり2万円で2万5千円分の商品券（5,000円のプレミアム） ● 分割購入が可能で、額面は500円の小口に設定
児童扶養手当の上乗せ	● 未婚の児童扶養手当受給者に対し、平成31年度において17,500円を支給
ポイント還元支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 消費税率引上げ後9か月間について、消費者がキャッシュレス決済手段を用いて中小・小規模の小売店・サービス業者・飲食店等で支払いを行った場合、個別店舗は5%を消費者に還元 ● フランチャイズチェーン加盟店はポイントを2%とする
マイナンバーカード を活用した消費活性化 の準備経費	<ul style="list-style-type: none"> ● 上記「ポイント還元」終了後、期限を区切って自治体ポイントに国の負担でプレミアムを付与 ● 平成31年度はシステム改修費等の準備経費を計上
商店街活性化支援	● インパウンドや観光といった新たな需要の取り込みに向けた商店街におけるWi-Fi設備や地域資源を活用した取組等に対して支援

Ⅲ. 空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除の特例

平成28年度税制改正において、使用見込みのない古い空き家が放置され周辺の生活環境に悪影響を与えることを未然に防止する観点から、被相続人の居住用財産について譲渡所得の特別控除を適用する特例が創設された。

<空き家に係る譲渡所得の3,000万円の特別控除の特例>

相続又は遺贈によって取得した被相続人居住用家屋及びその敷地等を譲渡した場合において、所定の要件に該当するときは、居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の特例（租法35①）の適用を受けることができる。

現行法において、「被相続人居住用家屋」とは、相続の開始の直前において当該相続又は遺贈に係る被相続人の居住の用に供されていた家屋をいい（租法35④）、例えば、被相続人がその相続の開始の直前において老人ホーム等に入居しておりその家屋を居住の用に供していなかった場合には、被相続人居住用家屋には該当しない。

しかし、国土交通省は、空き家となった理由のうち、「死亡」が64.2%、「老人ホーム等の施設に入居」が14.4%であるとしている（国土交通省「平成31年度国土交通省税制改正概要」11頁）。

そこで、老人ホーム等に入居した場合であっても、次に掲げる要件その他一定の要件を満たすときは、「空き家に係る譲渡所得の3,000万円の特別控除の特例」の適用を受けることができるものとし、適用期間を平成35年12月31日まで4年延長する。

- ① 被相続人が介護保険法に規定する要介護認定等を受け、かつ、相続の開始の直前まで老人ホーム等に入所をしていたこと
- ② 被相続人が老人ホーム等に入所した時から相続の開始の直前まで、その家屋について、その者による一定の使用がなされ、かつ、事業の用、貸付けの用又はその者以外の者の居住の用に供されていたことがないこと

この改正は、平成31年4月1日以後に行う被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡について適用する。

Ⅳ. 教育資金の一括贈与非課税措置の見直しと延長

教育資金の一括贈与非課税措置は、次の見直しを行った上で、平成33年3月31日まで2年延長する。

(1) 受贈者の所得制限

高額所得者への優遇税制とならないよう、信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円超の場合は、適用を受けることができないこととなる。

この改正は、平成31年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等から適用する。

(2) 教育資金の範囲

23歳に達した日の翌日以後の支払いについて、教育資金の範囲から、学校等への支払い及び学校等に関連する費用、教育訓練給付金の支給対象となる支払いに限定する。

この改正は、平成31年7月1日以後に支払われる教育資金から適用する。

(3) 教育資金管理契約終了日までに贈与者が死亡した場合

贈与者の死亡前3年以内に信託等がされた部分のうち死亡日の管理残額は、相続財産に含まれることとなる。ただし、贈与者の死亡時に次の3つのいずれかの要件に該当する場合を除く。

- ① 受贈者が23歳未満の場合
- ② 受贈者が学校等に在学している場合
- ③ 受贈者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

この改正は、平成31年4月1日以後の贈与者の相続から適用する。ただし、平成31年4月1日前に信託された部分の管理残額を除く。

(4) 信託終了事由

教育資金管理契約の終了事由の1つである「受贈者が30歳に達した場合」について、30歳に達した日において上記(3)の②又は③のいずれかに該当するときは契約が終了しないものとし、その達した日の翌日以後については、その年において上記(3)の②若しくは③のいずれかに該当する期間がなかった年の12月31日又は受贈者が40歳に達する日のいずれか早い日に契約が終了するものとする。

この改正は、平成31年7月1日以後に受贈者が30歳に達する場合に適用する。

V. 結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直しと延長

高額所得者への優遇税制とならないよう、信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円超の場合は、適用を受けることができないこととし、平成33年3月31日まで2年延長する。

この改正は、平成31年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等から適用する。

・・・次号 (vol.143) に続く。